

落札後の注意事項

宮城県柴田郡大河原町

入札終了後に大河原町が売却決定を受けた最高価申込者または次順位買受申込者（以下、「買受人」という。）へ電子メールにて、落札した公売財産の売却区分番号、大河原町の所在及び連絡先などをお知らせします。

電子メール確認後、速やかに大河原町税務課（☎0224-53-2113）に電話連絡をし、権利移転手続き及び引渡し方法等について説明を受けてください。

詳細については、「大河原町インターネット公売ガイドライン」をご確認ください。

※入札した KSI 官公庁オークションのログイン ID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、電子メールが届かない場合には、同じ画面で落札後の連絡先を確認しご連絡ください。

■必要な費用

動産

- ・落札価額
- ・公売保証金額（見積価額が 50 万円以下の場合はない）

自動車

- ・落札価額
- ・公売保証金額
- ・自動車検査登録印紙相当額

不動産

- ・落札価額
- ・公売保証金額
- ・登録免許税相当額

ご注意

- ・必要な費用は、一括で納付してください。また、買受代金納付期限までに、大河原町が納付を確認する必要があります。
- ・上記以外に必要な書類の郵送料、物件の配送料、振込み手数料、その他所有権移転などに伴う費用は買受人の負担となります。

■必要な書類

必要な書類の一部は大河原町ホームページからダウンロードできます。

動産

- ・大河原町から買受人へ送信した電子メールを印刷したもの
- ・住所証明書

※買受人が法人：商業登記簿抄本、買受人が個人：住民票の写し、運転免許証の写しなど

- ・保管依頼書（保管を希望する場合）
- ・送付依頼書（送付を希望する場合）

自動車

- ・大河原町から買受人へ送信した電子メールを印刷したもの
- ・住所証明書
 - ※買受人が法人：商業登記簿抄本、買受人が個人：住民票の写し、運転免許証の写しなど
- ・所有権移転登録請求書・自動車保管場所証明書
- ・移転登録等申請書（第1号様式（OCRシート））など
- ・自動車検査登録印紙を貼付した手数料納付書
- ・郵便切手 1,500 円程度又はレターパック 1 通（ただし、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が東北運輸局宮城運輸支局以外の場合のみ）

不動産

- ・大河原町から買受人へ送信した電子メールを印刷したもの
- ・住所証明書
 - ※買受人が法人：商業登記簿抄本、買受人が個人：住民票の写し、運転免許証の写しなど
- ・所有権移転登記請求書・共有合意書（共同入札の場合のみ）
- ・権利移転の許可書または届出受理書（農地の場合）
- ・陳述書
- ・郵便切手 1,500 円程度又はレターパック 1 通

ご注意

- ・上記書類は、買受代金納付期限までに大河原町へ提出してください。

■物件の権利移転及び引渡しについて

動産

- ・権利移転手続き

買受人が公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可または登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

- ・直接引渡し

大河原町の案内にしたがい、公売財産を引き取ってください。公売財産の引渡しは、原則として大河原町の事務室内で行います。

※送付による引渡し

送付による公売財産の引渡しを希望する場合、「送付依頼書」や住民票の写しなどの提出及び配送業者の手配などが必要です。

大河原町が買受代金の納付及び必要書類の到着を確認した後に、公売財産を発送いたします（送付・梱包費用等は全額買受人負担となります）。

詳細は「大河原町インターネット公売ガイドライン」をご確認ください。

自動車

- ・権利移転手続き

大河原町は、買受代金納付期限までに代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続き（登録）を行います。

・直接引渡し

大河原町の案内にしたがい、公売財産を引き取ってください。売却決定後（入札終了日の7日後）、大河原町が代金納付確認をした後に引き取りが可能となります。買受代金納付期限の翌日以降に引き取る場合は、別途保管料を負担していただくことがあります。詳細は落札後にいただく電話などでご説明します。

不動産

・権利移転手続き

大河原町は、買受代金納付期限までに代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続き（不動産登記の嘱託）を行います。開札日から所有権移転の登記手続き完了までは、2か月程度の期間を要します。なお、大河原町は買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、実際の引渡しは行いません。

ご注意

自動車を落札した方の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が、前所有者（現在の登録を受けている所有者）と異なる場合、買受人自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込む必要があります。

買受人（買受人が法人の場合は代表者）以外の方が権利移転手続きを行う場合

買受人本人（買受人が法人の場合はその代表者）が買受代金の支払いまたは公売財産の引き取りを行えない場合、代理人が買受代金の支払いまたは公売財産の引き取りを行えます。その場合、委任状、買受人本人と代理人双方の印鑑証明及び代理人の本人確認書面が必要となります。

ご注意

買受人が法人で、法人の従業員の方が支払いまたは引き取りを行う場合もその従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。

■権利移転の時期

買受代金を納付した時点で、その物件の所有権などの権利は買受人に移転します。

※ただし、公売財産が農地など一定の要件が満たされなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされ、権利が移転したとき、買受人に危険負担が移転します。

<重要事項>

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担

買受代金を納付した時点で、危険負担は買受人に移転します。したがって、その後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、買受人が負うことになります。

契約不適合責任

大河原町は公売財産について契約不適合責任を負いません。

引渡し条件

公売財産は、買受人が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引渡します。

大河原町の引渡し義務

- ・「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受ける場合

大河原町が公売財産を第三者に保管させている場合は、大河原町が「売却決定通知書」を買受人に交付し、公売財産の引渡しを行います。買受人は「売却決定通知書」を保管人に提示して公売財産の引渡しを受けてください。当該保管人が現実の引渡しを拒否しても大河原町は現実の引渡しを行う義務を負いません。

- ・公売財産が不動産の場合

大河原町は買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡しなどは、すべて買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行っていただきます。

返品、交換

落札された物件はいかなる理由があっても返品、交換できません。

保管費用

買受代金納付期限日に公売財産を引き取らない場合、保管費用がかかることがあります。

買受人（最高価申込者）決定後、公売保証金が返還される場合

- ・買受代金が納付されるまでに公売財産にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合、物件を買い受けることができません。この場合、納付された公売保証金は全額返還されます。
- ・買受代金の納付前に、滞納者などから不服申立てなどがあった場合、公売の手続きは停止します。手続きの停止中は、買受人は買受を辞退できます。辞退した場合、納付された公売保証金は全額返還されます。

※公売保証金の返還には、4週間程度かかることがあります。

ご注意

入札方法が入札形式による公売で、公売財産が不動産などの場合、売却決定を受けた次順位買受申込者も買受人に含みます。

■落札後の注意事項に関するお問い合わせ

お問い合わせ先

宮城県柴田郡大河原町税務課

メールアドレス

syuno@town.ogawara.miyagi.jp

電話番号

0224-53-2113（内線：133）

電話受付時間

平日 8 時 30 分から 17 時 15 分